

平成24年度上半期における下請法の運用状況等及び今後の取組（概要）

平成24年10月24日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

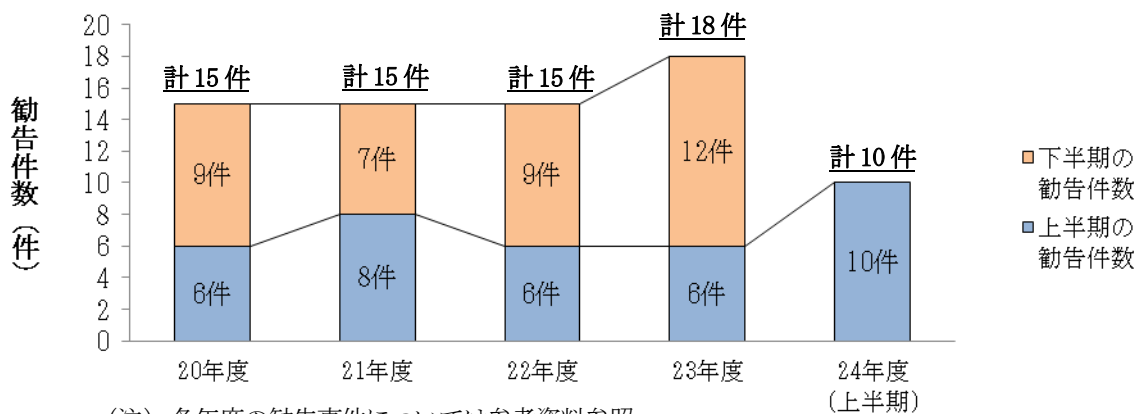
1 下請法違反行為に対する勧告等

- (1) 平成24年度上半期（4月～9月）の勧告件数は10件（前年度上半期は6件）。このうちの8件が卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係るもの。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳は、下請代金の減額が10件、返品が3件、不当な経済上の利益の提供要請が4件^(注)。

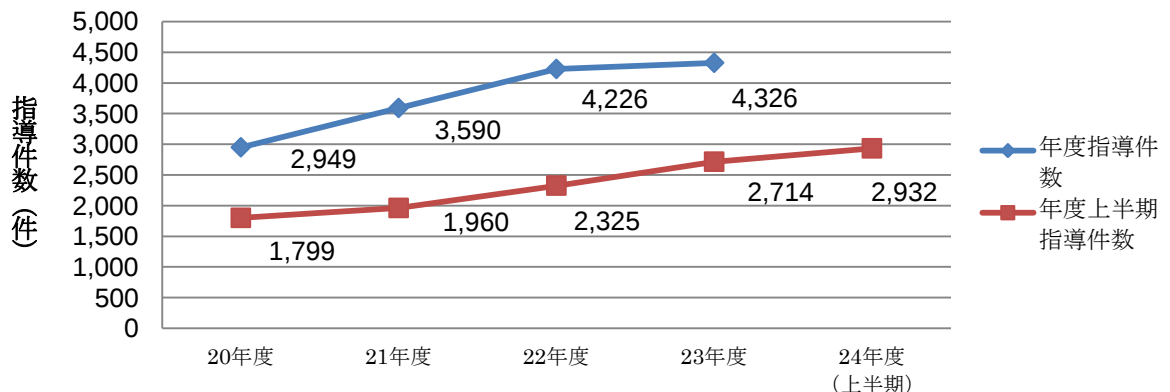
(注) 1つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

【勧告件数の推移】



- (2) 平成24年度上半期の指導件数は半期の数としては過去最多の2,932件（前年度上半期は2,714件）。

【指導件数の推移】



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（主に、本文第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（主に、本文第2、第3関係）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成24年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、下請代金の減額分の返還等、総額46億4908万円分の原状回復が行われた。

(1) 下請代金の減額事件

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還総額
61 名	3,869 名	31 億 1314 万円

(2) 下請代金の支払遅延事件

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	遅延利息の支払総額
45 名	1,788 名	13 億 7316 万円

(3) 返品事件

引取りを行った親事業者数	引取りを受けた下請事業者数	引取りを行った商品の総額
4 名	121 名	1 億 5737 万円

(4) 不当な経済上の利益の提供要請事件

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還総額
2 名	32 名	541 万円

3 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとしている（平成20年12月17日公表）。

平成24年度上半期において、このような取扱いを行った事案は2件であった。

第2 企業間取引の公正化への取組

1 下請法等に係る講習会・説明会等

(1) 下請法基礎講習会

親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。平成24年度上半期においては、全国31会場で実施した。

(2) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。平成24年度上半期においては、合計10回（大規模小売業者等向け4回、物流事業者と取引のある荷主向け4回、ホテル・旅館向け2回）の講習会を実施した。

(3) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の説明会等

平成22年11月30日に策定・公表した「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」という。）を広く周知することにより、優越的地位の濫用行為の未然防止を図る観点から、事業者団体等向けに説明会等を実施している。平成24年度上半期においては、2回の説明会を実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

平成 24 年度上半期においては、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談 4,565 件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会の職員が出向いて、下請法及び優越的地位の濫用規制の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う相談会を実施している。平成 24 年度上半期においては、全国 9 か所で実施した。

3 優越的地位の濫用規制に関する実態調査等

(1) ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査

ホテル・旅館に商品・サービスを納入・提供している事業者 6,866 名を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（5 月 16 日）。

調査結果によると、ホテル・旅館によるディナーショーチケット等の商品・サービスの購入・利用要請は広く行われており、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど、取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた。

(2) 大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査

優越ガイドラインにおいて、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている行為の状況について、大規模小売業者等 822 名及び納入業者 10,000 名を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（7 月 11 日）。

調査結果によると、一部の大規模小売業者等において優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた。また、優越ガイドラインの認知度に関して、役職階層別にみると、「代表者・役員等」及び「部長・課長等の管理職」に比べて「購買部門の一般社員」における認知度が低くなっていた。

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

荷主 7,704 名及び物流事業者 13,759 名を対象とする書面調査を実施した。

第 3 今後の取組

1 下請法違反行為に対する迅速かつ的確な対応

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対応していく。

2 下請法違反行為の未然防止

(1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。平成 24 年度においては、47 都道府県 61 会場（うち公正取引委員会主催分 25 都道府県 30 会場）における講習会実施を予定している。

なお、平成 24 年度においては、キャンペーン標語の一般公募を行った結果、特選作品として「下請法 知って守って 企業のモラル」を選定した。

(2) 下請法応用講習会

下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。平成 24 年度においては、1 月から 3 月に実施を予定している。

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、平成 24 年 11 月を目途に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請する文書の発出を予定している。

平成 24 年度上半期における下請法の運用状況等及び今後の取組

平成 24 年 10 月 24 日
公正取引委員会

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めてきている。

平成 24 年度における書面調査は、これまでに資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 38,781 名を対象に実施したところであり、今後、当該親事業者と取引のある下請事業者に対する調査を実施する予定である。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

平成 24 年度上半期（平成 24 年 4 月から 9 月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第 1 表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 3,132 件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 3,098 件、下請事業者等からの申告によるものが 34 件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は 3,137 件であり、このうち、2,942 件について勧告又は指導の措置を講じている。

(7) 勧告

勧告件数は 10 件であり、このうち、8 件が卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が 10 件、返品が 3 件、不当な経済上の利益の提供要請が 4 件であり^(注)、その概要は別紙 1 のとおりである（平成 20 年度以降の勧告事件については、参考資料参照）。

（注） 1 つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

(イ) 指導

指導件数は2,932件であり、これは昭和31年の下請法施行以降、半期の数としては過去最多となっている。指導を行った主な事件の概要については別紙2のとおりである。

第1表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

	新 規 着 手 件 数				処 理 件 数			
	書面調査	申 告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措 置		不 問	計
					勧 告	指 導		
合 計	3,098 [3,014]	34 [38]	0 [1]	3,132 [3,053]	10 [6]	2,932 [2,714]	195 [206]	3,137 [2,926]
製造委託等	2,364 [2,268]	29 [25]	0 [1]	2,393 [2,294]	10 [3]	2,268 [2,082]	116 [120]	2,394 [2,205]
役務委託等	734 [746]	5 [13]	0 [0]	739 [759]	0 [3]	664 [632]	79 [86]	743 [721]

(注1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

(注3) 勧告又は指導を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

(注4) []内の数値は、前年度同期の件数である。

(2) 下請法違反行為の類型別件数（第2表参照）

勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が3,135件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が1,366件となっている。

実体規定違反行為の類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が776件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の56.8%）と最も多く、次いで、②手形期間が120日（繊維取引の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそのある手形の交付が186件（同13.6%）、③下請代金の減額が153件（同11.2%）と続いている。

第2表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(％)]

	手 続 規 定			実 体 規 定												合 計
	書面交付義務	書類保存義務	小 計	受領拒否	支払遅延	減 額	返 品	買い置き	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小 計	
合 計	2,588 [2,301] (82.6)	547 [443] (17.4)	3,135 [2,744] (100.0)	35 [19] (2.6)	776 [833] (56.8)	153 [84] (11.2)	26 [22] (1.9)	60 [103] (4.4)	26 [50] (1.9)	36 [25] (2.6)	186 [174] (13.6)	31 [24] (2.3)	37 [43] (2.7)	0 [0] (-)	1,366 [1,377] (100.0)	4,501 [4,121]
製造委託等	2,039 [1,828] (83.8)	394 [322] (16.2)	2,433 [2,150] (100.0)	27 [15] (2.7)	506 [537] (49.8)	125 [70] (12.3)	22 [20] (2.2)	51 [84] (5.0)	16 [31] (1.6)	35 [25] (3.4)	178 [162] (17.5)	29 [17] (2.9)	27 [31] (2.7)	0 [0] (-)	1,016 [992] (100.0)	3,449 [3,142]
役務委託等	549 [473] (78.2)	153 [121] (21.8)	702 [594] (100.0)	8 [4] (2.3)	270 [296] (77.1)	28 [14] (8.0)	4 [2] (1.1)	9 [19] (2.6)	10 [19] (2.9)	1 [0] (0.3)	8 [12] (2.3)	2 [7] (0.6)	10 [12] (2.9)	0 [0] (-)	350 [385] (100.0)	1,052 [979]

(注1) 1つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれている。

(注3) []内の数値は、前年度同期の件数である。また、()内の数値は、各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100とならない。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成24年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、下請代金の減額分の返還等、総額46億4908万円分の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 3,869 名に対し、総額 31 億 1314 万円の減額分を返還した（第3表参照）。

第3表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還総額
61 名 [36 名]	3,869 名 [1,469 名]	31 億 1314 万円 [4 億 8165 万円]

(注) []内の数値は、前年度同期のものである。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 1,788 名に対し、総額 13 億 7316 万円の遅延利息を支払った（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払総額
45 名 [37 名]	1,788 名 [794 名]	13 億 7316 万円 [8859 万円]

(注) []内の数値は、前年度同期のものである。

ウ 返品事件においては、親事業者は、下請事業者 121 名から総額 1 億 5737 万円相当の商品を引き取った（第5表参照）。

第5表 返品事件における商品の引取り状況

引取りを行った親事業者数	引取りを受けた下請事業者数	引取りを行った商品の総額
4名 [0名]	121名 [0名]	1億5737万円 [0円]

(注) []内の数値は、前年度同期のものである。

エ 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者は、下請事業者 32 名に対し、総額 541 万円の利益提供分を返還した（第6表参照）。

第6表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還総額
2 名 [2 名]	32 名 [55 名]	541 万円 [2541 万円]

(注) []内の数値は、前年度同期のものである。

(4) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成 20 年 12 月 17 日。詳細については、後記リンク先を参照。）。

平成 24 年度上半期において、このような取扱いを行った事案は 2 件であり、いずれも下請代金の減額事件であった。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.december/081217.pdf>

第2 企業間取引の公正化への取組

下請法等の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ的確に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は各種の施策を実施しているところ、平成 24 年度上半期の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会・説明会等

(1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 24 年度上半期においては、全国 31 会場で実施した。

(2) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成 24 年度上半期においては、合計 10 回（大規模小売業者等向け 4 回、物

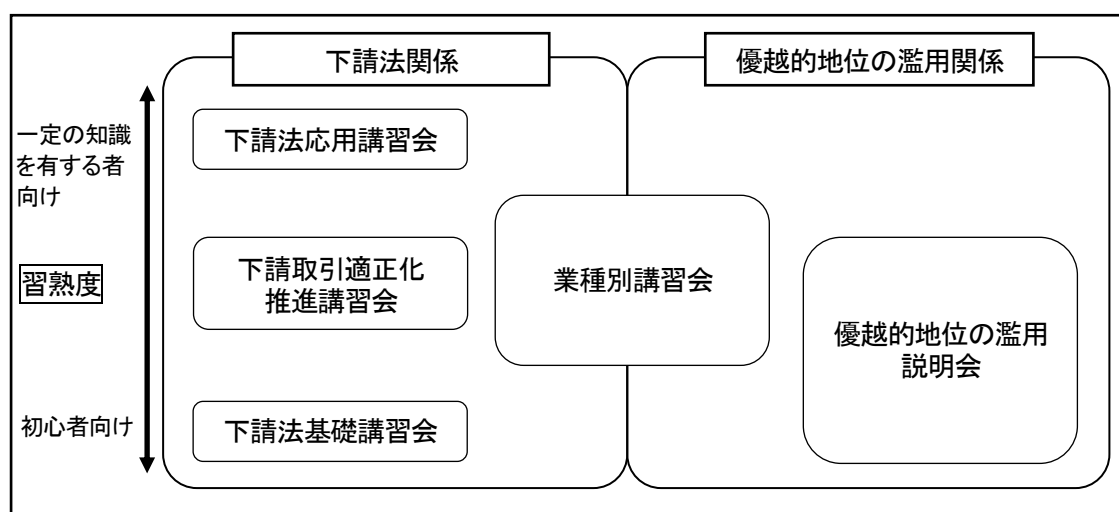
流事業者と取引のある荷主向け4回、ホテル・旅館向け2回)の講習会を実施した。なお、近年、下請法における卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係る勧告事件の件数・割合が大きくなっていることを踏まえ、大規模小売業者等向け講習会において、プライベートブランド商品等の製造委託に係る下請法上の問題について注意喚起を行った。

(3) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の説明会等

平成22年11月30日に策定・公表した「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(以下「優越ガイドライン」という。)を広く周知することにより、優越的地位の濫用行為の未然防止を図る観点から、事業者団体等向けに説明会等を実施している。

平成24年度上半期においては、2回の説明会を実施するとともに、優越ガイドラインに関する資料の提供を行った。

(参考) 公正取引委員会が実施する講習会等の体系図



2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

公正取引委員会は、年間を通して、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成24年度上半期においては4,565件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法及び優越的地位の濫用規制について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成24年度上半期においては、全国9か所で実施した。

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。

平成 24 年度上半期においては、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会への講師の派遣等を行った。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の的確な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 24 年 4 月時点の下請取引等改善協力委員（定員）は 153 名である。

平成 24 年度上半期においては、7 月から 9 月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については別紙 3 のとおりである。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、下請法及び優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 24 年度上半期においては、事業者団体等へ 19 回派遣するとともに、下請法及び優越的地位の濫用規制に係るパンフレット、DVD 等の資料を提供した。また、優越的地位の濫用規制の概要を紹介する動画や下請法の概要を紹介する動画をホームページ上に掲載した。

5 優越的地位の濫用規制に関する実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、企業間取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発等に活用している。

(1) ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、ホテル・旅館に商品・サービスを納入・提供している事業者 6,866 名を対象とする実態調査を実施し、平成 24 年 5 月 16 日に「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した（詳細については、後記リンク先を参照）。

調査結果によると、ホテル・旅館によるディナーショーチケット等の商品・サービスの購入・利用要請は広く行われており、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど、取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る行為を行っているホテル・旅館が相当数存在すると考えられることから、ホテル・旅館に対して、こういった行為を行っていないかどうかを早急に確認し、自主的に改善を図る必要があること等を指摘した。

調査結果を踏まえ、ホテル・旅館が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、改めて優越ガイドライン等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、ホテル・旅館と納入業者の取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、ホテル・旅館向けの業種別講習会を実施している。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/12.may/120516hontai.pdf>

(2) 大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、優越ガイドラインにおいて、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている行為の実態について確認し、今後の適切な法運用に資するため、大規模小売業者等（売上高 70 億円以上）822 名及び納入業者

10,000 名を対象とする実態調査を実施し、平成 24 年 7 月 11 日に「大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した（詳細については、後記リンク先を参照）。

調査結果によると、一部の大規模小売業者等において優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた。また、優越ガイドラインの認知度に関して、売上高の規模別にみると、100 億円以上の大規模小売業者等に比べて 100 億円未満の大規模小売業者等における認知度が低く、役職階層別にみると、売上高の規模にかかわらず、「代表者・役員等」及び「部長・課長等の管理職」に比べて「購買部門の一般社員」における認知度が低くなっていた。

調査結果を踏まえ、大規模小売業者等が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、改めて優越ガイドライン等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、大規模小売業者等と納入業者の取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、特に購買部門の一般社員を対象に、大規模小売業者等向けの業種別講習会を実施している。

http://www.jftc.go.jp/pressrelease/12_july/12071101hontai.pdf

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成 16 年 3 月 8 日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成 24 年度上半期においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主 7,704 名及び物流事業者 13,759 名を対象とする書面調査を実施した。

また、荷主と物流事業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図るため、物流事業者と取引のある荷主向けの業種別講習会を実施している。

第 3 今後の取組

公正取引委員会は、平成 24 年度上半期において、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処するとともに、違反行為の未然防止を図るための様々な取組を実施してきたところであるが、現下の経済状況において、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施策について重点的に取り組むこととしている。

1 下請法違反行為に対する迅速かつ的確な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処していく。

2 下請法違反行為の未然防止

(1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成 24 年度においては、47 都道府県 61 会場（うち公正取引委員会主催分 25 都道府県 30 会場）における講習会の実施を予定している。

また、平成 24 年度からは、下請法適正化推進月間を一層効果的に P R することを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行った結果、特選作品として「下請法 知って守って 企業のモラル」を選定した。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/12.october/121001.pdf>

(2) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施する。

平成 24 年度においては、1 月から 3 月に実施を予定している。

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、平成 24 年 11 月を目途に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請する文書の発出を予定している。

平成24年度上半期における勧告事件

①(株)コナカに対する件（平成24年4月24日）	
親事業者	(株)コナカ
事業内容	紳士服等の小売業
下請取引の内容	紳士服等の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年10月～平成22年11月）。
減額金額	下請事業者10名に対し、総額3073万6907円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

②(株)ブルーベルに対する件（平成24年4月27日）	
親事業者	(株)ブルーベル
事業内容	婦人服の卸売業及び小売業
下請取引の内容	婦人服の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成23年12月）。
減額金額	下請事業者49名に対し、総額5447万3654円

③(株)マーナに対する件（平成24年5月11日）	
親事業者	(株)マーナ
事業内容	家庭用品の製造業
下請取引の内容	家庭用品等の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「事務手数料等」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年6月～平成24年1月）。
減額金額	下請事業者16名に対し、総額2288万7807円

④生活協同組合コープさっぽろに対する件（平成24年6月22日）	
親事業者	生活協同組合コープさっぽろ
事業内容	食料品等の小売業
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 ① 「月次リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年

	9月～平成24年3月)。 ② 「年次リベート」として、下請代金の額の6か月ごとの合計額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた(平成22年9月、平成23年3月及び同年9月)。
減額金額	下請事業者8名に対し、総額2837万9880円

⑤アイリスオーヤマ(株)に対する件(平成24年6月29日)	
親事業者	アイリスオーヤマ(株)
事業内容	日用品、園芸用品、ペット用品等の製造業
下請取引の内容	日用品、園芸用品、ペット用品等の製造
違反行為の概要(期間)	【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】 ① 現金払に伴う手数料として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた(平成22年10月～平成23年10月)。 ② 下請事業者からの請求書に基づき下請代金を支払うこととしていたところ、「未請求取消」として、下請代金の額のうち、下請事業者がアイリスオーヤマに1年間請求しない下請代金相当額(納入数量の誤りによる過少請求等)を支払っていなかった(平成22年11月～平成23年10月)。 ③ 「協賛値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた(平成23年4月～同年6月)。
減額金額	下請事業者36名に対し、総額1977万3581円 【勧告前に返還済み】

⑥(株)ジュニアーに対する件(平成24年7月20日)	
親事業者	(株)ジュニアー
事業内容	婦人服等の小売業
下請取引の内容	婦人服等の製造
違反行為の概要(期間)	【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】 「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた(平成22年10月～平成23年10月)。
減額金額	下請事業者55名に対し、総額1500万8485円

⑦(株)ライトオンに対する件(平成24年9月7日)	
親事業者	(株)ライトオン
事業内容	衣料品等の小売業
下請取引の内容	衣料品等の製造
違反行為の概要(期間)	①【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】 ア 「リベート」として、下請代金の額の1年間の合計額が一定額以上となった場合に、当該合計額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から減じて

	いた（平成２２年９月）。 イ 「値引き」として、自社の店頭販売価格を引き下げることにした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成２２年８月～平成２３年２月）。 ②【返品（第４条第１項第４号）】 下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせていた（平成２２年９月～平成２３年７月）。 ③【不当な経済上の利益の提供要請（第４条第２項第３号）】 前記②の返品を行うに当たり、返品に係る送料を提供させていた（平成２２年９月～平成２３年７月）。
①減額金額	①下請事業者７名に対し、総額１６２１万３７３０円 【勧告前に返還済み】
②返品相当金額	②下請事業者１１名に対し、総額１億２３６４万２３６０円 【勧告前に返品した商品を引取り済み】
③利益提供金額	③下請事業者８名に対し、総額２７９万５７００円 【勧告前に返還済み】

⑧(株)パレモに対する件（平成２４年９月２０日）	
親事業者	(株)パレモ
事業内容	婦人服等の小売業
下請取引の内容	婦人服等の製造
違反行為の概要（期間）	①【下請代金の減額（第４条第１項第３号）】 ア 「値引」等として、自社の店頭販売価格を引き下げることにした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成２２年６月～平成２３年５月）。 イ 「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成２２年６月～平成２３年６月）。 ②【不当な経済上の利益の提供要請（第４条第２項第３号）】 無償で発注データの入力作業を行わせていた（平成２２年６月～平成２４年２月）。
①減額金額	①下請事業者１０名に対し、総額２３２７万２９７２円 【勧告前に返還済み】
②利益提供金額	②下請事業者１１名（総額は未確定）

⑨(株)ニッセンに対する件（平成２４年９月２１日）	
親事業者	(株)ニッセン
事業内容	衣料品、家具、雑貨等の小売業（通信販売業）
下請取引の内容	衣料品、家具、雑貨等の製造
違反行為の概要（期間）	①【下請代金の減額（第４条第１項第３号）】 「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じ

	て得た額を下請代金の額から減じていた（平成２２年９月～平成２４年１月）。 ②【返品（第４条第１項第４号）】 下請事業者の製造した商品を受領した後，販売期間が終了した際の在庫商品又は受領後６か月を経過した商品を引き取らせていた（平成２２年８月～平成２４年５月）。 ③【不当な経済上の利益の提供要請（第４条第２項第３号）】 前記②に記載の受領後６か月を経過した商品の返品を行うに当たり，返品に係る送料を提供させていた（平成２２年８月～平成２４年５月）。
①減額金額	①下請事業者１３３名に対し，総額１４１０万８２０２円【勧告前に返還済み】
②返品相当金額	②下請事業者１０２名に対し，総額２８４１万７９９円
③利益提供金額	③下請事業者７５名（総額は未確定）

⑩日本生活協同組合連合会に対する件（平成２４年９月２５日）	
親事業者	日本生活協同組合連合会
事業内容	会員たる消費生活協同組合等に対する商品の供給事業
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要（期間）	①【下請代金の減額（第４条第１項第３号）】 ア 「エリアバイイング」として，会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成２２年９月～平成２４年６月）。 イ 「全国条件販促企画条件」として，下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成２２年９月～平成２４年５月）。 ウ 「仕入割戻し」として，下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成２２年９月～平成２４年５月）。 エ 「新発売・リニューアル・追加供促企画条件」として，下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成２２年９月～平成２４年２月）。 オ 「生産支援情報」として，会員に対する納入数量を記載した書面のファクシミリによる送信枚数に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成２２年９月～平成２４年４月）。 カ 「販促ツール作成費用」として，一定額を下請代金の額から減じていた（平成２２年９月から平成２４年４月）。 キ 「販促コンテスト協賛費用」として，一定額を下請

	代金の額から減じていた（平成２２年９月～平成２３年１１月）。 ②【返品（第４条第１項第４号）】 下請事業者の製造した商品を受領した後，会員による販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせていた（平成２２年９月～平成２３年１０月）。 ③【不当な経済上の利益の提供要請（第４条第２項第３号）】 「商品の組合員テスト費用」として，一定額を提供させていた（平成２２年９月～平成２４年４月）。
①減額金額 ②返品相当金額 ③利益提供金額	①下請事業者４４９名に対し，総額２５億６３３１万７８６３円 【勧告前に返還済み】 ②下請事業者６名に対し，総額４８４万４９２０円 【勧告前に返品した商品を引取り済み】 ③下請事業者２４名に対し，総額２６２万１８８９円 【勧告前に返還済み】
その他の違反行為	【下請代金の支払遅延（第４条第１項第２号）】 ○一部の商品を除き，毎月２０日納品締切，締切後４０日から１２０日後にそれぞれ下請代金を支払う支払制度を採っていたため，下請事業者の製造した商品を受領してから６０日以内に下請代金を支払っておらず，支払遅延が生じていた（平成２２年９月～平成２４年７月）ことから，指導を行った。 ○遅延利息金額 下請事業者４５２名に対し，総額１３億２３３４万９７５５円 【指導前に支払遅延を解消し，遅延利息を支払済み】

平成 24 年度上半期における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

業 種	概 要
金属製品製造業	鉄材等の製造を委託している A 社は、取引先から納期を延期されたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

（注）「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	概 要
食料品製造業	和菓子等の製造を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者に対し、「毎月 20 日納品締切、翌々月 20 日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
機械器具小売業	ガス機器等の修理を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月 5 日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
生産用機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者に対し、下請事業者からの請求書の提出が遅れたこと等を理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	概 要
生産用機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者に対し、「一時金」として、一定額を下請代金の額から減じていた。
その他の製造業	服飾雑貨等の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に対し、「販売促進協賛金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
その他の製造業	文房具等の製造を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者に対し、「仕入割戻し」として、1 年間に支払った下請代金の合計額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

業 種	概 要
技術サービス業	什器の製造を下請事業者へ委託しているH社は、取引先から返品されたことを理由に、下請事業者の納入後に返品をしていた。

5 買ったたき（第4条第1項第5号）

業 種	概 要
はん用機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者へ委託しているI社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者へ単価の見積りをさせ、その見積単価を少量しか発注しない場合の単価として下請代金の額を定めていた。
電気機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者へ委託しているJ社は、下請事業者へ見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	概 要
印刷・同関連業	印刷物の製造を下請事業者へ委託しているK社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売する催事のチケット等を購入させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業 種	概 要
輸送用機械器具製造業	自動車用部品の製造を委託しているL社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
生産用機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者へ委託しているM社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。
その他の製造業	衣類の製造を下請事業者へ委託しているN社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える（120日）手形を交付していた。

9 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業 種	概 要
電気機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者へ委託している〇社は、下請事業者に対し、取引先からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担させていた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業 種	概 要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者委託しているa社は、下請事業者に対し、「毎月末日締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者が役務を提供してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
技術サービス業	測量業務を下請事業者委託しているb社は、下請事業者に対し、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業 種	概 要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者委託しているc社は、下請事業者に対し、「値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
機械器具卸売業	照明器具等の取付けを下請事業者委託しているd社は、下請事業者に対し、「リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
情報サービス業	ソフトウェアの開発を下請事業者委託しているe社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払った振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買いたたき（第4条第1項第5号）

業 種	概 要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者委託しているf社は、燃料価格が高騰しているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて、下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	概 要
その他の事業サービス業	ビル等の清掃を下請事業者委託しているg社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する食料品を購入させ、又は、自社が提供する掃除用具のレンタルサービスを利用させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているh社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見について

1 下請取引等の現状

下請取引等の現状を把握し、下請法及び優越的地位の濫用規制の観点から注視すべき点を明らかにするため意見聴取を実施した。

主な意見の概要

- プライベートブランド商品の製造委託において、親事業者である小売業者の担当者が生産設備の確認等の目的で下請事業者の工場を訪問する際に、交通費や宿泊費を下請事業者に負担させることがある。
- 製造を請け負った商品について、製造後1か月を経過しても親事業者が引き取らず、下請事業者の負担で倉庫等に保管せざるを得ないことがある。さらにこのとき、保管を余儀なくされた商品に係る下請代金を親事業者が下請事業者を支払わないことがある。下請事業者はその下請代金を運転資金としていることから、資金繰りが苦しくなることがある。
- ディナーショーのチケットの購入要請を納入先である地方のホテルから受けたことがある。
- 「本部リベート」として金銭の提供要請を納入先である小売業者から受けたことがある。
- 情報成果物作成委託において、親事業者は発注者から入金があるまで下請事業者に下請代金を支払わないことがあると聞いている。
- 事業規模の小さい広告代理店が業務を発注する際には、いまだに発注書面の交付が守られていないと聞いている。
- 絵、音声、コンピュータグラフィックスといった知的財産権の発生する情報成果物作成や金型の製造において、親事業者から、全ての権利を無償又は一方的に提示された著しく安価な額で譲渡するように要請され、「この条件を受け入れなければ取引を継続しない。」と言われたことがある。
- 運送業において、物流事業者は荷主より弱い立場にあり、いまだに契約では規定されていない荷卸作業、棚入作業等の要請を荷主から受けることがあり、今後も当該荷主との取引を継続させるため、それらの要請を受け入れざるを得ないことがあると聞いている。
- 下請代金や発注内容等が確定しないために、親事業者から発注書面が交付される前に下請事業者に対して作業指示が出されることがある。下請事業者としては仕事が欲しいため、そのような発注形態であっても業務を受けざるを得ないことがある。

2 公正取引委員会に対する要望等

下請法のパンフレット等の配布など公正取引委員会が実施する普及・啓発活動について、下請事業者等の要望に対応した効果的な施策を図るため意見聴取を実施した。

主な意見の概要

- 最近、新聞で下請法違反事件についての記事をよく目にする。新聞に掲載されると違反事業者名が多くの人目に触れることになるので、違反行為者となり得る事業者に対する警鐘として下請法違反行為の未然防止に役立っていると思う。今後も積極的に違反事件を公表してほしい。
- 大規模の親事業者においては、コンプライアンスに対する意識が高まっていると思う。一方、中小規模の親事業者においては、まだ下請法が十分に理解されていないので、これらの事業者に対して調査を強化するとともに、下請法の普及・啓発活動をより積極的に行ってほしい。
- 違反行為が目立つ業種を対象とした講習会を、より積極的に実施してほしい。
- 親事業者内部において下請法を理解しているのは法務部門や管理部門の担当者だけであり、実際に下請事業者との取引を担当している発注部門の担当者は下請法の理解が不十分であると感じることがある。親事業者に下請法を遵守させるには発注部門の担当者の意識を高めることが必要であるため、公正取引委員会の実施する講習会に参加した者から自社の発注部門の担当者に対して講習会の内容を周知徹底させるようにしてほしい。

3 公正取引委員会の対応

公正取引委員会は、意見聴取した下請取引等の現状を踏まえ、今後とも、公正かつ自由な競争の促進の観点から、問題となるおそれのある取引について監視していくとともに、下請法等違反行為に対して迅速かつ的確に対処することとする。

また、今回寄せられた下請取引等改善協力委員の意見を十分踏まえて、業種別講習会、移動相談会等を実施し、下請取引等の適正化を効果的に推進するとともに、下請法等違反行為の未然防止に努めていくこととする。

下請法違反勧告事件一覧(平成20年4月1日以降)

年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
20- 1	(株)松風屋	製造	H20.4.2	減額(仕入歩引等)	156	69,241,789		
20- 2	(株)ミカド【措置請求】	製造	H20.4.9	減額(販売協力金等)	39	39,954,238		
20- 3	九州産交運輸(株)	役務	H20.4.17	購入強制(注3)			241	24,691,440
20- 4	(株)井関松山製造所	製造	H20.5.16	減額(コストダウン協力金)	52	1,022,475,040		
	(株)井関熊本製造所				14	69,226,983		
	(株)井関新潟製造所				1	525,000		
20- 5	(株)ニトリ	製造	H20.6.17	減額(割戻金)	71	329,456,054		
20- 6	マツダ(株)	製造	H20.6.27	減額(遡及値引)	58	778,639,485		
20- 7	ユニット(株)	製造 情報	H20.10.29	減額(分引)	37	41,551,505		
20- 8	(株)エーワンパッケージ	製造	H20.11.6	減額(協力値引等, 振込手数料)	34	11,037,999		
20- 9	西日本車体工業(株)【措置請求】	製造	H20.12.11	減額(一括値引)	6	13,587,634		
20- 10	クミ化成(株)	製造	H20.12.18	減額(一時金)	30	28,776,923		
20- 11	(株)アクタス	製造	H20.12.25	減額(協賛金)	31	19,301,887		
20- 12	マドラス(株)【措置請求】	製造 修理	H21.2.2	減額(物流及び情報システム使用料)	68	27,681,545		
20- 13	フットワークエクスプレス(株)	役務	H21.2.5	減額(手数料)	670	518,107,572		
20- 14	(株)阪急阪神百貨店	製造	H21.2.25	減額(物品販売取止めに伴う代金削減)	11	111,724,032		
20- 15	(株)アサヒペン【措置請求】	製造	H21.3.25	減額(割引料)	53	41,387,392		
21- 1	(株)ゼロ	役務 修理	H21.4.16	減額(原価低減等)	28	33,477,511		
21- 2	(株)ダイゾー【措置請求】	製造	H21.4.21	減額(販売奨励金等)	5	76,260,558		
21- 3	(株)マルハニチロ食品	製造	H21.4.24	減額(協賛金等) 不当な経済上の利益の提供要請(販売 対策協力金等)(注3)	19	19,668,979	22	17,095,550
21- 4	(株)不二工機	製造	H21.6.23	減額(原価低減)	3	13,127,565		
21- 5	東光商事(株)	製造	H21.6.24	減額(歩引き)	104	24,161,351		
21- 6	ニチュ物流(株)	役務	H21.6.30	減額(取扱手数料)	6	16,737,291		
21- 7	市田(株)	製造	H21.8.6	減額(仕入値引等, 金利引)	92	56,866,934		
21- 8	(株)大仙	製造 情報 役務	H21.8.7	減額(値引)	71	21,294,627		
21- 9	(株)キング	製造	H21.10.21	減額(歩引)	69	25,556,089		
21- 10	(株)アスコン	情報 製造	H21.12.15	減額(決算協力値引き等, 金利引)	27	10,995,429		
21- 11	コイズミ物流(株)【措置請求】	役務	H22.1.27	減額(取扱手数料)	30	37,151,656		
21- 12	諸星運輸(株)	役務	H22.1.27	減額(値引き等)	3	17,832,868		
21- 13	丸真(株)	製造	H22.1.29	減額(歩引, 金利引)	15	17,934,880		
21- 14	(株)とりせん	製造	H22.2.2	減額(仕入割戻金等)	32	10,666,388		
21- 15	ルビコンエンジニアリング(株)	製造	H22.3.24	減額(協力値引き等)	27	10,867,771		
22- 1	日産サービスセンター(株)【措置請求】	役務 修理	H22.4.16	減額(レス等)	35	23,653,822		
22- 2	日本エース(株)	製造	H22.4.21	減額(支払加工料値引)	47	13,259,887		
22- 3	(株)ハンズマン	製造	H22.4.22	減額(早期決済奨励金等)	14	10,249,880		
22- 4	(株)ユニオン	製造	H22.9.27	減額(歩引)	125	32,330,891		
22- 5	(株)ハニーズ【措置請求】	製造	H22.9.28	減額(各店商品振分け等)	115	136,182,776		
22- 6	(株)エスエスケイ	製造 修理	H22.9.28	減額(支払歩引き)	24	12,720,493		
22- 7	トステムビバ(株)	製造	H22.10.21	減額(定時割戻し等)	51	51,839,842		

年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
22- 8	ドギーマンハヤシ(株)【措置請求】	製造	H22.11.29	減額(販売協力金等)	12	31,374,686		
22- 9	タキヒヨー(株)【措置請求】	製造	H23.1.11	減額(歩引)	131	83,956,812		
22- 10	いすゞ自動車中国四国(株)	修理 製造 役務	H23.1.21	減額(レス等)	72	73,221,775		
22- 11	(株)キタムラ	製造	H23.1.27	減額(値引き)	6	17,324,960		
22- 12	旭食品(株)	製造	H23.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(PB特別ご協賛等)(注3)			59	41,752,429
22- 13	(株)プレステージ・インターナショナル	役務	H23.3.18	減額(協力会会費)	503	236,236,471		
22- 14	(株)マックハウス	製造	H23.3.29	減額(歩引き等) 返品(返品再納品)(注3)	5	57,577,265	3	139,856,353
22- 15	(株)西鉄ストア	製造	H23.3.30	減額(商品割戻し等)	22	53,696,850		
23- 1	センコー(株)【措置請求】	役務	H23.4.20	減額(手数料)	273	43,581,757		
23- 2	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	製造	H23.6.29	減額(情報処理料等) 不当な経済上の利益の提供要請(割戻し金)(注3)	101	172,575,395	53	22,800,433
23- 3	(株)ケーヒン【措置請求】	製造	H23.7.26	減額(遡及適用)	69	70,302,042		
23- 4	木下工業(株)	製造	H23.9.27	減額(口銭)	12	32,235,317		
23- 5	郵船ロジスティクス(株)	役務	H23.9.27	減額(値引き)	4	13,120,573		
23- 6	王子運送(株)	役務	H23.9.30	減額(割戻金等)	193	55,264,594		
23- 7	(株)タカキュー	製造	H23.10.14	減額(消化促進値引き) 返品(一時返品特約)(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料)(注3)下段	11	4,336,120	14	162,805,789
							10	2,772,000
23- 8	(株)協和	製造	H23.12.7	減額(販促協賛等)	34	20,306,149		
23- 9	(株)サンエス	製造	H23.12.21	減額(本部リベート等) 有償支給原材料等の対価の早期決済(注3)	109	463,323,216	11	2,490,529
23- 10	(株)チヨダ	製造	H24.1.13	減額(歩引, 事務手数料等) 返品(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(広告協賛金)(注3)下段	20	102,089,137	18	50,462,930
							3	19,360,595
23- 11	(株)高山	製造	H24.1.18	減額(特別条件, センターフィ等)	35	23,090,492		
23- 12	(株)イヤサカ【措置請求】	修理	H24.1.24	減額(値引き)	97	30,018,315		
23- 13	はるやま商事(株)	製造	H24.1.25	減額(オンライン基本料, 超過保管料金等) 返品(注3)	153	59,481,436	63	1,033,321,966
23- 14	(株)たち吉	製造	H24.3.2	受領拒否(注3) 減額(カタログ製作協賛金, 仕入歩引等)	34	76,701,096	26	38,466,752
23- 15	八木兵(株)	製造	H24.3.13	減額(協賛金等)	23	67,847,667		
23- 16	(株)大創産業【措置請求】	製造	H24.3.27	減額(歩引)	178	279,462,435		
23- 17	福岡造船(株)	製造	H24.3.28	減額(割引料)	24	13,460,514		
23- 18	トーハツマリーン(株)	製造	H24.3.30	減額(遡及適用等)	14	29,286,066		
24- 1	(株)コナカ【措置請求】	製造	H24.4.24	減額(値引き)	10	30,736,907		
24- 2	(株)ブルーベル	製造	H24.4.27	減額(歩引き)	49	54,473,654		
24- 3	(株)マーナ	製造	H24.5.11	減額(事務手数料等)	16	22,887,807		
24- 4	生活協同組合コープさっぽろ	製造	H24.6.22	減額(月次リベート等)	8	28,379,880		
24- 5	アイリスオーヤマ(株)	製造	H24.6.29	減額(手数料等)	36	19,773,581		
24- 6	(株)ジュニアー	製造	H24.7.20	減額(歩引)	55	15,008,485		
24- 7	(株)ライトオン	製造	H24.9.7	減額(リベート等) 返品(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料)(注3)下段	7	16,213,730	11	123,642,360
							8	2,795,700

年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
24- 8	(株)パレモ	製造	H24.9.20	減額(値引等) 不当な経済上の利益の提供要請(発注 データの入力作業)(注3)(注4)	10	23,272,972	11	(未確定)
24- 9	(株)ニッセン	製造	H24.9.21	減額(事務手数料) 返品(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(注3)下段(注4)	133	14,108,202	102	28,410,799
							75	(未確定)
24- 10	日本生活協同組合連合会	製造	H24.9.25	減額(エリアバイイング等) 返品(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(商品 の組合員テスト費用)(注3)下段	449	2,563,317,863	6	4,844,920
							24	2,621,889

(注1)違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注2)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。

(注4)不当な経済上の利益の提供要請事件の「その他」欄の「金額」欄は、現時点では金額が確定していないものについては「(未確定)」と記載した。